

役員等報酬に関する規程



役員等報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人薄光会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事および監事）ならびに評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとします。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等について、次の通り報酬等を支給します。

- | | | |
|---------|--------------|---------|
| (1) 理 事 | 理事会、評議員会への出席 | 10,000円 |
| (2) 監 事 | 理事会、評議員会への出席 | 10,000円 |
| | 監事監査への出席（日額） | 15,000円 |
| (3) 評議員 | 定時評議員会への出席 | 10,000円 |
| | 臨時評議員会への出席 | 10,000円 |

各年度の総額が 140,000円 を超えない範囲で支給します。

- | | | |
|---------|--------------|---------|
| (4) 相談役 | 理事会、評議員会への出席 | 10,000円 |
|---------|--------------|---------|

2 交通費については、社会福祉法人薄光会旅費規程に基づき、実費相当額を別途支給します。

3 当法人の職員が理事の場合、報酬、交通費は支給しません。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 当該報酬については、当日、源泉徴収分を引いた金額を現金で支給し、支払簿に押印するものとします。

(理事長の報酬等の支給)

第 4 条 理事長が法人と雇用契約を結び業務に就く場合は、正規職員給与規程または契約職員就業規則により給与を支給するものとします。

2 上記以外の理事長の報酬は、第 2 条第 1 項（2）、第 3 条の規定に関わらず、次の額から源泉徴収分を引いた額を各月の終わりに支給するものとします。 報酬額 100,000円

3 交通費、出張に伴うその他の費用については、社会福祉法人薄光会旅費規程に基づき実費相当額を別途支給します。

(公表)

第 5 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表します。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行います。

(附 則)

この規程の制定・施行ならびに改定は、以下のとおりです。

平成16年 3月21日制定	平成16年 4月 1日施行
平成16年 9月26日改定	同日施行
平成17年 9月25日改定	同日施行
平成22年12月12日改定	平成23年 2月27日施行
平成23年 2月27日改定	

平成23年 5月22日改定	同日施行
平成27年 9月26日改定	平成27年10月 1日施行
平成29年 3月19日『役員等報酬 に関する規程』と名称を変更し改定	平成29年 4月 1日施行
令和 2年 6月19日改定	同日施行